

別府市港湾工事における週休2日工事实施要領

制定 令和7年10月6日

別府市告示第364号

改正 令和8年4月1日

別府市告示第155号

令和8年8月5日

別府市告示第396号

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の多様な働き方を推進するため、港湾工事における週休2日工事を実施するものである。

(定義等)

第2条 この要領において「現場閉所型週休2日制」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日まで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日又は休日の取得があるものをいう。ただし、次に掲げる作業は、現場での作業に該当しないものとする。

- (1) 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- (2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- (3) その他受発注者の協議により必要と認められた作業

2 前項の休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により

受発注者協議の上「個人単位」での確認とすることができるものとする。

（発注方式）

第3条 週休2日工事の発注方式は、受注者希望型による現場閉所型週休2日制を基本とする。

（対象工事）

第4条 対象工事は、別府市が発注する工事のうち、港湾工事かつ予定価格が200万円を超える工事とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

（1） 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事

（2） 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）。ただし、災害の本復旧工事は、対象工事とする。

（3） その他発注者が指定する工事

2 発注者は、特記仕様書に現場閉所型週休2日制（月単位）の対象工事であることを明示する。

（対象期間）

第5条 対象期間は、工事着手日以降の最初の土曜日から工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までの期間又は工事着手日以降の最初の月曜日から工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までの期間とし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工事制作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

（実施内容）

第6条 受注者は、次に掲げる事項について確認した上で、施工計画書提出時に週休2日工事の実施の意向について、書面にて監督員に報告することにより意思表示をするものとする。

（1） 週休2日工事を行うことでの工期変更は、認められないこと。

（2） 作業日が恒常的な残業となってはならないこと。

2 受注者は、現場閉所型週休2日制に取り組む場合は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）（「個人単位」で確認する場合は、技術者等全員の休日取得状況を記した一覧）を監督員に提出するものとする。この場合において、当該工程表には、第

2 条第 1 項に規定する現場閉所型週休 2 日制の定義及び前条に規定する対象期間を反映させることとする。

3 受注者は、設計変更により工期が変更となる場合は、その都度週休 2 日の変更取得計画を監督員に提出するものとする。

4 受注者は、現場閉所型週休 2 日制を実施する場合は、表示例（別図第 1）を例にして週休 2 日工事である旨を看板等で現場に掲示するものとする。

5 受注者は、現場閉所型週休 2 日制の実施報告として、休日の取得状況を取りまとめ、別府市公共工事請負契約約款第 11 条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。

6 受注者は、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた場合は、これらを提示するものとする。

7 受注者は、現場閉所型週休 2 日制において、不測の事態等（天候不良は、不測の事態等と認める。）によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、1 期間（4 週間）内に休日を振り替えることができるものとする。この場合において、週間工程表又は休日取得状況を記した一覧に出勤者の出勤について、出勤日及び代休日を記載するものとする。

8 現場閉所型週休 2 日制の達成の判断については、対象期間内において、1 期間（4 週間）のうち 8 日以上現場閉所を行っていること又は土曜、日曜及び祝日の合計日数分以上現場閉所を行っていることとする。この場合において、詳細な休日の考え方については、週休 2 日工事（現場閉所型）休日の考え方（別図第 2）のとおりとする。

9 監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わないものとする。

10 監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認するものとする。

（積算方法等）

第 7 条 現場閉所型週休 2 日制の積算方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 港湾工事市場単価による積算の場合 補正を行わない。

(2) 前号以外の場合 次のア及びイの区分に応じ、当該ア及びイに定めるとおりとする。この場合において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により当該ア及びイを適用するものとする。

ア 港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの
(電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む。)

補正を行わない。

イ 港湾土木工事積算基準によるもの

4週8休以上の達成を前提として当初の予定価格の各経費に次の表に定める補正係数を乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

休日の形態	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.02	1.03

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行し、同日以降に発注を起案する工事について適用する。

附 則 (令和8年4月1日別府市告示第155号)

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

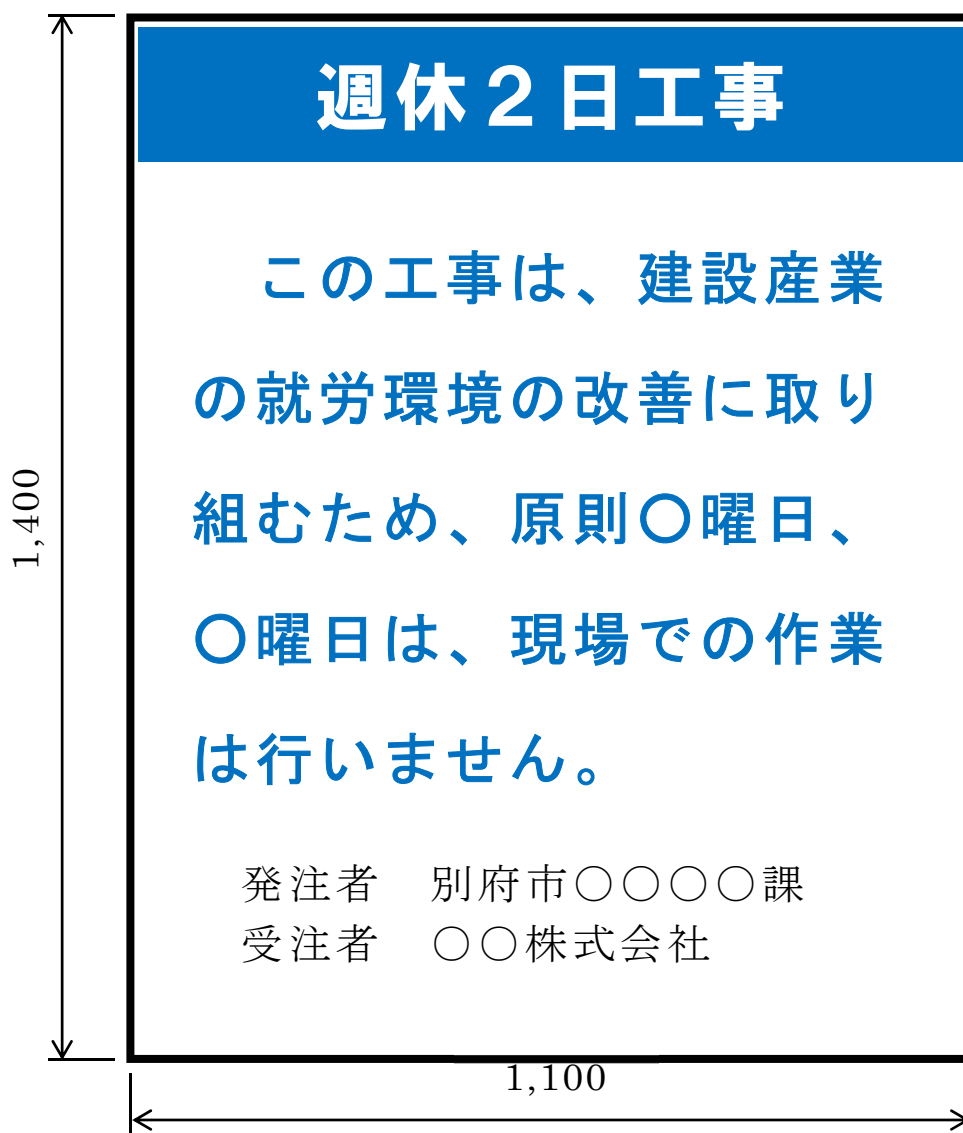
2 第1条の規定による改正後の別府市発注工事における余裕期間制度試行要領第4条、第8条、第10条、様式－1及び様式－3、第2条の規定による改正後の別府市土木工事における週休2日工事实施要領第4条、第3条の規定による改正後の別府市建築工事における週休2日工事实施要領第4条並びに第4条の規定による改正後の別府市港湾工事における週休2日工事实施要領第4条の規定は、この要領の施行の日以後に執行伺いを起案する工事から適用する。

附 則（令和８年８月５日別府市告示第３９６号）

この要領は、令和８年８月１５日から施行し、同日以後に執行伺いを起案する工事について適用する。

別図第1（第6条関係）

表示例（工事看板）



別図第2（第6条関係）

週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方

〈基本的考え方（土曜日起算の場合）〉

- ・起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）。
- ・1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ・1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
- ・工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。（休日率ではない）

	月	火	水	木	金	土	日
	14	15	16	17	18	19	20
計画				着手日	評価対象外	休日1	休日2
実績				出勤	出勤	○	○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替	出勤	休日5	休日6
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	振替	出勤	出勤	祝日3	祝日4	休日5	休日6
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日9	祝日10
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季	夏季1	夏季2
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤		

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始3	年末年始4
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8	休日9
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	評価対象外	
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績				評価対象外			
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績				評価対象外	完成		

・着手日以降の最初の土曜日から4週間（28日）を1期間とする
 ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない
 ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
 ・1期間（4週間）内に8日間の閉所日があることを確認する

・1期間の中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日を確保する
 ・振替休日は祝日としてカウントしない
 例）1サイクルの中に祝日2日間ある場合
 土日8日＋祝日2日＝10日間の休日を確保

・原則、夏季休暇3日間連続して取得
 ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能
 （休日以外はカウント不可）

・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
 ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

・最終期間が4週間に満たない場合は、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない